

第3回やまがた広告景観コンテスト実施要項

1. 目的

本県の魅力あるまちなみや景観を形成していると認められる屋外広告物及び魅力的な景観を創出する屋外広告物デザインを表彰することにより、魅力ある山形県の景観づくりに寄与し、県民の景観に対する意識高揚を図る。

2. 主催

やまがた広告景観コンテスト実行委員会

3. 部門

(1) 屋外広告物実作部門

県内に設置されている看板、暖簾、建築物等の壁面広告及び広告塔などの屋外広告物で、建築物との調和が図られているものや、周辺的环境・景観への配慮が見られ、まちなみ等の形成に寄与しているものを表彰する。

(2) 広告景観デザイン提案部門

テーマに基づき提案された屋外広告物のデザインの中から優れたものを表彰する。

4. 募集期間

令和6年6月3日（月）～ 令和6年9月17日（火）（当日消印有効）

5. 募集内容

(1) 屋外広告物実作部門

原則、5年以内^{※1}に県内に設置された屋外広告物^{※2}

※1 管理状態が良好である場合は、これによらず対象とする。

※2 はり紙、はり札、立看板などの簡易なものは除く。

(2) 広告景観デザイン提案部門

令和4年度に「やまがた景観物語」^{*}のおすすめビューポイントに追加選定された40箇所を対象エリアとし、「アクセス経路に設置する魅力的な案内看板」をテーマに、良好な景観づくりに寄与する屋外広告物デザインを募集する。

※ 「やまがた景観物語」とは・・・

- 山形県では、山形ならではの美しい景観を有するビューポイント（視点場）を「やまがた景観物語」おすすめビューポイントとして選定し、PR事業を広く展開している。
- 令和4年度に一般公募により40箇所を追加選定し、現在合計100箇所が選定されている（別添：説明資料①を参照）。
- 令和3年度以前に選定した60箇所には、アクセス経路となっている道路上に案内看板を設置しており、追加選定された40箇所についても、今後順次、案内看板を設置していく予定
- 「**広告景観デザイン提案部門**」は、**令和4年度に追加選定した40箇所**（別添：説明資料②番号61～100の箇所を参照）の**「アクセス経路に設置する魅力的な案内看板」をテーマとして、ビューポイントの魅力を向上させるような案内看板のデザインを募集するもの。**
（別添：応募様式B記載イメージ例、ビューポイント61～100周辺状況写真を参照）
- 各ビューポイントの位置や特徴などは、「やまがた景観物語」特設サイトを参照。
 - ・ で検索
または
 - ・ ホームページ URL：<https://keikan.pref.yamagata.jp/>

6. 応募資格

(1) 屋外広告物実作部門

自薦・他薦を問わない。

※ 受賞者は、原則、物件所有者（広告掲出者）とする。ただし、受賞に際しては、主催者から物件所有者（広告掲出者）、デザイン制作者、設計者及び施工者（4者を以下「関係者」という。）に連絡のうえ、授賞式への出席を依頼する。

※ 「他薦」とは、応募者が関係者ではない場合をいう。なお、主催者から物件所有者（広告掲出者）に応募の意向を確認した結果、了承が得られない場合、応募は無効とする。

(2) 広告景観デザイン提案部門

なし（プロ、アマチュア、年齢、居住地等は問わない。）

7. 応募方法

(1) 屋外広告物実作部門

応募様式Aに、当該屋外広告物の写真（「周辺を含む全景」と「広告物部分」が分かるものの複数枚）を添付し、電子メール又は電子媒体(CD-R等。以下同じ。)で提出すること。

(2) 広告景観デザイン提案部門

応募様式Bに、提案するデザイン案（ロゴや色彩等のデザインその他、設置場所及び設置方法、コンセプト等）を添付又は記入し、電子メール又は電子媒体で提出すること。

8. 審査

(1) 審査基準

- ① 建築物及び周囲の景観への配慮が見てとれるもの。
- ② デザインが優れ、広告の目的が明確に感じとれるもの。
- ③ まちなみ等景観形成に貢献しているもの。
- ④ 関係法令に適合しているもの（「屋外広告物実作部門」に限る。なお、「広告景観デザイン提案部門」は、自由な発想を制限しないため、関係法令に適合しているか否かは問わない）。

(2) 審査方法

- ① 条件審査：事務局による書類審査（屋外広告物実作部門の適法性確認等）及び必要に応じ、現地確認を行う
- ② 採点審査：審査員による採点
- ③ 最終審査：条件審査及び採点審査で選定されたものの中から、審査員による協議

(3) 審査員

学識経験者、屋外広告関係業界団体、山形市及び山形県から数名を選出

9. 表彰

(1) 表彰内容（原則、表彰内容別に各部門1点ずつ）

- 東北芸術工科大学学長賞
- 日本屋外広告業団体連合会会長賞
- 山形市長賞
 - ※ 屋外広告物実作部門は、山形市内に設置されている屋外広告物に限る。
 - ※ 広告景観デザイン提案部門は、山形市内のビューポイントを題材にしたものに限る。
- 山形県知事賞

(2) 表彰状の授与

令和6年11月に表彰式を開催予定（詳細は後日決定）。

10. 免責事項

- (1) 応募作品は返却しない。
- (2) 郵送料など応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 本募集の応募に関連して応募者が何らかの被害を被った場合であっても、主催者に故意または重過失のある場合を除き、主催者は一切その責任を負わない。

- (4) 広告景観デザイン提案部門において提案のあった屋外広告物のデザインは、実際にデザインとして採用し、屋外広告物として設置されるものではない。
- (5) 応募作品に関し第三者からの権利侵害や損害賠償などの主張、苦情、異議申し立てがあった場合は、主催者は一切の責任を負わず、応募者自身がすべて対処するものとする。
- (6) 応募者は、応募者間で紛争等が発生し、又これにより損害が発生した場合においても、主催者が当該紛争にかかる一切の責任を負わないことにつき同意するものとする。

11. 著作権

応募写真等の著作権は応募者にあるが、使用权は主催者が有し、印刷物（ポスター・パンフレット等）、WEBサイト、パネル展示等の広報宣伝に、応募者の了解を得て無償で使用する場合があります。また、応募者は著作権の第三者への無断転貸はしないものとする。

12. 個人情報の取扱い

主催者は、当募集について、応募者のプライバシー情報を尊重し、個人情報を厳密に管理のうえ保護する。個人情報を保護する法令を遵守し、応募者の個人情報を次の目的に限り使用。下記についての通知や問合せは、主催者より行う。

- (1) 応募写真に関する応募者への問合せ、入賞者への入賞通知。
- (2) 入賞者の氏名は、印刷物（ポスター・パンフレット等）、WEBサイト、パネル展示等の広報宣伝において、入賞作品を紹介する際に掲載する。
- (3) その他、法令等に基づく要請があった場合、必要と思われる範囲内の情報提供を行う。

13. 応募先・問合せ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

やまがた広告景観コンテスト実行委員会事務局

(山形県 県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当内)

電話番号：023-630-2660 メールアドレス：y.kkcontest@gmail.com